

令和3年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第4回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和3年9月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年9月 定例会
(第4回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和3年9月9日

水巻町議会

令和3年第4回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和3年9月9日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 議案第21号

議長（白石雄二）

日程第1、議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町長（美浦喜明）

議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第3号）について。

今回の補正予算は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の時短営業や外出自粛等の影響を受けている事業者に対し、国県の支援金に上乗せして支給する支援金の費用を計上するものです。

また、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者など、自宅療養者の日常生活を支援する費用について、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2900万円を追加いたしまして、103億7550万円としております。

歳出予算につきましては、民生費において、新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者など自宅療養者の日常生活を支援する費用100万円や、公立保育所で感染者が発生した場合の消毒作業手数料75万円を計上しています。

次に、商工費におきましては、緊急事態宣言等の影響を受けている事業者を支援するため、国県の一時的支援金、月次支援金に上乗せして支給する「水巻町事業継続応援支援金」1950万円を計上しています。

最後に、教育費ですが、児童クラブや小学校、中学校で感染者が発生した場合の消毒作業手数料475万円を計上しています。

また、順次導入していましたが電子黒板ですが、今後のタブレットを活用した授業における効果をより高めるため、大型液晶ディスプレイに変更して、当初予算において予定していた電子黒板購入費に300万円を追加補正し、今年度で、特別支援学級を含むすべての普通教室に大型ディスプレイを設置するものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金1824万円、前年度繰越金1076万円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。
岡田議員。

5 番（岡田選子）

最初に自宅療養者等への生活支援サービスについて伺います。

先日議運でちょっとお尋ねしたらですね、申請して手を挙げた人に、これをサービスしてお届けするというようなことであつたんですが、やはり本人たちが申請するというのではなくですね、町に濃厚接触者とか、そういう感染者の皆さんとか、情報が入った時点でもう自動的にお届けするというようなほうが、やっぱり制度としては優しいんじゃないかな。本人から申請するっていうよりもですね。

やっぱり「お届けしたいと思いますがどうですか」というふうにこちらからお電話でも差し上げて、それでそういう制度を、サービスをしていくっていうほうがいいかなというふうに私は考えるんですが、その点についていかがでしょうか。

それと、次の商工振興費についてですけど、もう早速ホームページにね、まだ予算は可決してませんが、「予算編成をしました」ということでホームページに載っております。

載っておりますが、これですね、月次で、本当に私がこれまで何度も町長にお願いいたしました協力金以外のね、本当、対象外の人を助けてほしいということを何度も申し上げてまいりましたが、それに対してやっと応えていただいて、本当に感謝しております。

それですね、月次5万円しかなくて、で、今回まあ15万円上乘せさせていただくということなんですけども。ホームページ見ましたらですね、月次支援金令和3年9月分までというふうに書いてあります。だから9月分までしかこれは受け付けないということなのかですね。

できましたらですね、申込締切、申請締切が来年の1月31日になっておりますので、まあ今年いっぱいぐらいはさせていただくといいのかなというふうに考えたり、できるだけ町が行う支援ですので、ちょっと緩やかなものにしていただいて、申請した人がまあほとんど受けられるというようなね。不正がなければですよ。そういうふうな温かい制度にさせていただきたいというふうに思っております。

それで、それについて1点伺います。

それと、財源ですけど、これ国庫支出金でコロナの臨時交付金ですかね、これになってるんですけど。これはこういうメニューがね、国にもともとあるのかね、それともこういう制度をするから国の国庫支出金がね、出されるように申請をしたのか。その辺、財源についての説明もお願いします。

3点お願いします。

議 長（白石雄二）

土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

御質問にお答えをいたします。

陽性患者とか濃厚接触者の情報が町に伝えられてないかということなんですけれども、今の段階では町にそういった個人の情報が流れてきておりませんので、把握がもちろんできないということで、サービスの利用を御希望される方からの申請というふうなところしか、今のところ手立てがないというところなんですけれども、本日、一部報道です、総務省と厚生労働省が県と自治体の連携推進を図るために、自宅療養者の個人情報の提供を検討するように、県に対して通知を發しましたという内容で報道がございました。

ですが、まだその内容の詳細については町には届いておりませんで、陽性患者のみの情報なのか、濃厚接触者の分も含まれるのかなどは、まだ把握ができておりません。

いずれにいたしましても、県から個人情報提供されたらといたしましても、いわゆる病歴に関するセンシティブな情報になりますので、取扱いについては特に慎重に行わなければなりませんし、取扱いについて、もし提供されるのであれば、県に十分に確認して、近隣の状況なども調査して、名簿の活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

今回のこの応援支援金については、国からの予算配分が確定して、それが1824万円というところもございまして、何ができるのかというところで、様々検討したんですけれども、この予算配分額に応じて、どの範囲のものができるのかというところで、上乘せ支援という形を取っております。

で、先ほどの9月分以降ということですが、これも財源の関係にもなりますけども、9月まで、検討した段階では、緊急事態宣言ということになっておりましたので、この部分で月次支援金が出るというようなところを対象にさせていただいたということで、申請期間につきましても、9月分につきましては、国のほう、県のほうも、2カ月後ですね、翌月から2カ月間の受付期間ということで取っております。

ですので、9月分は11月まで受付ができます。

それから、さらに2カ月間を取って、これを町の受付期間というふうにさせていただいていきますので、こういった制度設計になったということでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

蔵元課長。

財政課長（蔵元竜治）

財源についてお答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度、6億余り交付を受けまして、一部、本年度、3年度に繰り越しておりますが、今回の追加交付された部分につきましては事業者支援のみと、使途が決まっております。

金額が示されてからどういったことができるのか。まあ当然、企画課、産業環境課含めて協議いたしまして、今回提案させていただいたこの支援金に充てるというふうに決めました。

で、自宅療養者の部分の100万円についても、新規事業、今回の支援金につきましても地方創生臨時交付金を使った事業につきましては、全て政策会議にかけて、それを経て、予算化しているという状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

いいですか。ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっております、議案第21号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第2 請願について

議 長（白石雄二）

日程第2、請願について。本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおり文厚産建委員会に付託しましたので、報告いたします。

日程第3 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第3、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田です。公明党を代表しまして、冒頭質問をさせていただきます。

まず、医療的ケア児の支援について。

病気や障がい等で、たんの吸引や人工呼吸器などの装置が日常的に必要な子供や家族を支援するための医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）が令和3年6月に成立し、9月18日に施行されます。

厚生労働省の推計では、医療的ケア児は2019年に全国で2万人を超え、過去10年間で約2倍に増加しました。日本の医療の進歩により、助かる命が増えたことが背景にあると考えられます。

支援法の基本理念は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援しようというものです。居住地に関係なく、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けら

れるように、適切な支援と環境づくりが地方公共団体に求められます。

そこで、水巻町としての考え及び支援策についてお尋ねいたします。

- (1) 町内の医療的ケア児の現状についてお伺いします。
- (2) 保育所や小学校・中学校への看護師の配置及び受入体制はどうなっていますか。
- (3) 家族への相談窓口や各種制度の情報提供などはどうなっていますか。
- (4) 医療的ケア児の在宅レスパイト事業についてお伺いします。
- (5) 毎年のように自然災害が各地で発生しています。災害時における医療的ケア児の支援の在り方について考えをお伺いします。

次に、「産後ヘルパー派遣事業の充実」について。

子育て支援のスタートは言うまでもなく産前産後の母子への支援です。本町では令和3年4月より、母子が宿泊または日帰りで心身の休息、授乳、沐浴等のサービスが助産院等で受けられる産後ケア事業がスタートしました。これと併せて、産前産後の母子を、特に出産後の母子を在宅で継続的に支える、産後ヘルパー派遣事業の充実が求められていると考えます。

そこで以下質問いたします。

- (1) 現状の利用状況はどのようになっていますか。
- (2) 利用期間・料金・回数等はどうなっていますか。
- (3) 料金等の見直しのお考えはありますか。
- (4) 妊婦さんに対する周知は丁寧に行われていますか。
- (5) ホームページへの掲載が見つけにくく、改善すべきと考えますがいかがでしょうか。
- (6) 社会福祉協議会へ委託されていますが、子育て世代包括支援センターが産後ケア事業の一つとして、実施すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、「新型コロナ感染症自宅療養者等への食料・生活必需品支援」について。

新型コロナ感染者急増の波は、本町にも押し寄せていると感じられる昨今の状況です。

感染者が御家庭で1人出ると、本人はもちろん家族も、たとえPCR検査が陰性であっても、1週間から2週間は買い物等の外出ができません。食料品や日用品を早急に外部から届ける必要があります。福岡県が支援を実施しているようですが、県内の市町の中には、独自に食料・生活必需品の支援を実施している自治体もあります。

本町も自宅療養者・待機者に支援を実施する考えはありませんか。

次に、「企業版ふるさと納税」の活用について。

「企業版ふるさと納税」は、正式名称を「地方創生応援税制」といい、企業が、地域再生法の認定地方公共団体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。

地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えています。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は令和3年7月9日時点で1,194となっています。昨春から税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した効果もあり、約1年間で2.8倍に急増しました。

そこでお尋ねします。

- (1) 「企業版ふるさと納税」を活用した事業展開に向けての、地域再生計画の策定状況について

てお聞かせください。

(2)「企業版ふるさと納税」の有効活用の現状についてお聞かせください。

最後に、気象庁が推進する地域防災支援の取組について。

気象庁では、地方公共団体の防災業務を支援するための取組を推進しています。地域交流人材配置による「担当チーム」を气象台にて編成し、担当地域を固定することにより、各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築する、とされています。

具体的な取組として、平常時には、気象防災ワークショップなどの開催や、防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には、早い段階からの記者会見などを実施し、住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインによる首長への助言などを行うとされています。

そこでお尋ねします。

(1)水巻町と、福岡管区气象台との連携状況についてお聞かせください。

(2)防災気象情報の受け手である市町村にも気象災害情報の専門家を育成していくことが大切です。内閣府、消防庁等においては地方公共団体の防災業務を担当する職員を対象とした研修を実施しており、このような研修の参加について町としての考えをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、医療的ケア児の支援について、の御質問にお答えします。

医療的ケア児とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条において、日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童とされています。

医療的ケアが必要である以外は、障がいがなく動ける医療的ケア児や、身体、知的に重度の障がいがある重症心身障がい児など、医療的ケア児の容態は様々となっております。

まず1点目の、町内の医療的ケア児の現状について、のお尋ねですが、本町には、経管栄養や気管切開、人工呼吸器による管理など、濃厚な医療的ケアを必要とする医療的ケア児が2名、また、たん吸引など、医療行為を必要とする医療的ケア児が8名おり、いずれも身体障害者手帳や療育手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方となります。

なお、手帳等をお持ちでない医療的ケア児については、健康課で把握している場合もありますが、完全に把握できている状況ではありません。

次に2点目の、保育所や小中学校への看護師の配置及び受け入れ体制について、のお尋ねですが、保育所等につきましては、常勤の看護師を配置することにより、園児の体調管理や緊急時の処置等、専門的な知識を活かすことで、保育の質の向上に繋がることを期待できます。

本町におきましても、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、職員定数に、保育士の代わりに看護師等を含むことが認められるよう改正された平成10年度以

降、町立保育所への看護師の配置を積極的に進めてまいりました。

令和3年度の町内保育施設における看護師等の配置状況について調査したところ、保育所及び認定こども園において、各1園ずつ看護師を配置している園がありましたので、町立の第二保育所を含め、現在、3つの保育施設に看護師が配置されている状況となっております。

また、小中学校につきましては、児童生徒の体調管理や緊急時の対応等は、県が各校に配置している養護教諭が行っておりますが、養護教諭となるためには、必ずしも看護師の資格を取得する必要はございません。また、障がいを持つ児童生徒等の学校における日常生活支援を行うため、町が配置している介助員の中にも、看護師の資格を持つ者はいないため、現在、看護師を配置している小中学校はございません。

なお、受入体制につきましては、その子によって病気や症状等が異なるため、全ての医療的ケア児を受け入れる体制を整えることは、難しいと思われませんが、児童生徒一人一人が適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、保育、教育等において、緊密に連携し、体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に3点目の、相談窓口や各種制度の情報提供について、のお尋ねですが、医療的ケア児は、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引や経管栄養等、医療的ケアが日常的に必要になります。そのため、医療機関において訪問看護や福祉サービス等について情報提供を行っています。また、福祉課では、障がい児・者福祉ガイドブックを活用し、障害者手帳や福祉サービスの利用など各種制度の説明を行っています。

医療的ケア児の支援には、医療、福祉、保健等の多方面からの支援が必要となりますので、関係部署で情報の共有を図り、連携して必要となる支援等の対応を引き続き行ってまいります。

次に4点目の、在宅レスパイト事業について、のお尋ねですが、医療的ケア児は、常時介護を必要とするため、看護や介護を担う御家族の負担が非常に大きくなります。御家族の負担軽減を図るため、令和2年4月から、介護者である家族が行っている医療的ケア等を訪問看護で代替することで、家族の負担軽減を図り、その利用に係る費用の一部を助成する医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始しました。

この事業の利用は、訪問看護ステーションを経由して申請をしていただくようになっているため、訪問看護ステーションに事業内容を周知し、対応をお願いしています。

対象者は、人工呼吸器管理、たん吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な訪問看護を利用している、在宅の医療的ケア児とその家族となっております。助成金額は、指定訪問看護ステーションが、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う1日当たりの時間から、健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した時間に対して、1時間当たり7,500円を交付するもので、1年度当たり48時間を上限としています。今後も訪問看護ステーション等へ事業の周知を図ってまいります。

最後に5点目の、災害時における医療的ケア児の支援の在り方について、のお尋ねですが、近年、医療技術等の進歩を背景として、医療的ケア児が増えている状況であり、平常時だけではなく、災害時における支援の重要性も高まっていると認識しています。

そこで、災害時における医療的ケア児の支援方法等を検討するため、令和3年1月に開催された、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の主催による小児在宅医療研修に、本町の福祉・保健・

防災それぞれの担当職員も参加してまいりました。

この研修では、実際に小児在宅医療を行っている医師が講師を務め、医療的ケア児が避難をする際に避難先に求めていることは、人工呼吸器などを繋ぐことができる電源の確保と、医療的ケア児のベッドが置ける専用スペースの確保である、との説明がありました。

しかし、現在、本町が指定している避難所では、停電時の非常用電源を備えている公共施設がなく、特に体育館などでは、一般の避難者と分けて設置するスペースがないため、対応が難しい状況です。

従いまして、災害時に受入可能な施設が無いか調査を行い、避難の際にはスムーズに受け入れられる体制を整えるなど、今後も、支援の方法について、引き続き検討を続けてまいります。

次に、「産後ヘルパー派遣事業の充実」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、現在の利用状況について、のお尋ねですが、令和元年度より「産褥期ホームヘルパー派遣事業」を「産後ヘルパー派遣事業」に改め、母親の精神的・肉体的負担を軽減し、出産後の生活の支援を必要とする母親が利用しやすい内容に制度改正を行いました。

制度改正前はなかなか利用に至らず、利用実績0件の年が続いていましたが、制度改正後の令和元年度は事前の登録申請が5件あり、利用実績は3件となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申請者は減少していますが、1件の登録申請があり、実際の利用に繋がっています。

次に2点目の、利用期間・料金・回数等について、のお尋ねですが、制度改正前は、利用期間が産後1カ月と短かったため、退院後、実家で過ごす母親も多く、利用したい時には利用期間が過ぎており、利用に繋がらないという状況がありました。制度改正後は、出産後6カ月まで、多胎児の場合は1年まで利用できるようになったため、利用者が増加しているものと思われます。

料金につきましては、1時間当たり、生活保護世帯が200円、町民税非課税世帯が500円、それ以外の世帯は1,000円となっています。

利用回数につきましては、出産1回につき40時間、多胎児の場合は100時間を上限としています。また、制度改正前は、1回につき4時間を限度としていましたが、利用者の利便性やヘルパーの負担の軽減等を考慮し、利用回数を1日2回、1回につき2時間を限度としています。

次に3点目の、料金等の見直しについて、のお尋ねですが、「産後ヘルパー派遣事業」の料金につきましては、福岡県内で実施している自治体も少なく、利用者負担額の設定も様々なため、本町の障がい福祉サービスの一つである居宅介護サービスの家事支援における単価を参考に設定しています。

しかしながら、近年コロナ禍で人との交流が制限される状況で、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える母親も増加していると懸念されることから、気軽に利用できるよう料金等の見直しについて、他自治体における実施状況等を参考に検討したいと考えております。

なお、「産後ヘルパー派遣事業」につきましては、出産後の母親が一人で育児を抱え込み、産後鬱状態又は育児ノイローゼ等にならないよう、母親の精神的・肉体的負担を軽減することを目的とした事業となりますが、家庭環境に問題があり、食事、衣服及び生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭又は虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認めら

れる家庭につきましては、児童少年相談センターで実施している「養育支援訪問事業」の対象となります。この事業は、「産後ヘルパー派遣事業」と同様の家事・育児支援に加え、保健師、保育士及び管理栄養士等による専門的相談支援について、利用者の負担なしで利用できるものとなっております。

次に4点目の、妊婦さんに対する周知について、のお尋ねですが、妊娠の届出時に「産後に協力してくれる人はいない」と答えた人や、健康課が育児支援を目的に実施している、「乳児家庭全戸訪問事業」において周知を行っています。また、子育て支援系の窓口や子育て支援センターにチラシを配架し、引き続き、必要な家庭に情報が届けられるよう、関係機関と連携し、事業の周知を図っていきたいと考えております。

次に5点目の、ホームページへの掲載について、のお尋ねですが、現在は、妊娠の届出時や「乳児家庭全戸訪問事業」において個別に事業の周知を行っているため、ホームページへの掲載を行っていません。しかし、これから出産を控える世帯への周知や、町外からの転入を考えている世帯へのアピールになると思われまますので、分かりやすい場所に掲載するよう、準備を進めたいと考えます。

最後に6点目の、子育て世代包括支援センターが産後ケア事業の一つとして、実施すべきではないか、とのお尋ねですが、子育て世代包括支援センターは、いきいきほ一帯内に拠点を置いています。子育て世代への切れ目ない支援として、庁舎内外の関係各課が連携を取りながら、子育て世代に対して様々なサービスを提供しています。

そのうちの事業の一つである産後ケア事業は、令和3年4月から開始した事業です。主に産後1年未満の母親とその子供が対象で、育児支援者が少なく、育児に不安がある人を、主に助産院などの施設で、助産師等の専門職が母親の身体の休息を提供したり、育児の手技を指導したり、子育ての相談を受けたりするものです。

一方、産後ヘルパー派遣事業は、子育て家庭にホームヘルパーを派遣し、育児又は家事の支援を家庭で行うものです。

事業の内容は異なりますが、いずれも子育て世代包括支援センターの中で実施している事業と位置付けています。

それぞれの支援の過程において、関係者と連携を取り、必要に応じて情報を共有し、適切な部署に繋いでいくという連携を強化することが重要だと考えております。

今後も産後における育児支援や、家族への支援が必要な家庭が増えてくると思われますので、関係各課と連携を取りながら、母親とその家族に寄り添った切れ目ないサービスが提供できるよう努めてまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料・生活必需品支援」について、の御質問にお答えします。

本町も自宅療養者・待機者に支援を実施する考えはありませんか、とのお尋ねですが、御質問にありますように、福岡県では、新型コロナウイルスに感染した方を対象に、食料支援を行っていますが、8月24日の段階で450件を超える支援を実施しているとのことでした。

県が実施しているこの支援制度は、新型コロナウイルス陽性者を対象としておりますので、濃厚接触者として自宅待機を指示された方には、食料支援は実施されていないこととなります。

また、感染が拡大する中で、保健所から濃厚接触者として自宅待機を指示されるケースも、当然のことながら増えてきていると考えます。

以上のことから、本議会で追加提案をさせていただいている補正予算の中で、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援サービス事業として、県の支援を受けていない感染者や濃厚接触者、その御家族を対象に、自宅療養中の食料や日用品を提供するための予算を計上させていただいております。

事業の詳細については、文厚産建委員会にて御説明申し上げますが、保健所から自宅療養を指示されて買い物の支援が必要とされている方に、できる限り外出の機会を減らしていただけるよう支援するものです。

今後、ワクチン接種が進み、感染者数が減っていくとは思われますが、自宅療養中の御不安を少しでも解消できればと考えておりますので、予算の議決をいただきましたら、広報紙やホームページで周知を行い、速やかに事業を実施してまいります。

次に、「企業版ふるさと納税」の活用について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、「企業版ふるさと納税」を活用した事業展開に向けての、地域再生計画の策定状況について、のお尋ねですが、御質問にもありますように、企業版ふるさと納税とは、正式名称は地方創生応援税制といい、地方公共団体が取り組む地方創生事業に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税額控除の措置を受けることができる制度で、平成28年度に創設されました。

地方版総合戦略に位置づけられた、地方創生を推進する上で効果の高い事業であり、かつ、地域再生法に基づく地域再生計画として内閣府の認定を受けた、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して、企業が、本社の立地しない地方公共団体に寄附を行った場合、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税から、税額控除できる制度になります。令和2年度の税制改正により税額控除が拡充され、損金算入による軽減効果も合わせると、税の軽減効果が最大6割だったものが9割になり、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、企業側の活用メリットも大きくなっています。

税額控除の特例措置適用期間につきましても、地方創生の更なる充実・強化に資する地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間であります令和6年度まで、5年間延長されております。

同時に、地方公共団体が寄附を受ける際に必要な地域再生計画の認定手続きにつきましても、個別の事業ごとの認定から包括的な認定となり、地域再生計画の記載事項も大幅に簡素化されました。

本町における企業版ふるさと納税活用のための地域再生計画の策定状況ですが、事務手続きの大幅な見直しにより各自治体の総合戦略を包括的に地域再生計画として申請・認定を受けることが可能となりましたので、企業版ふるさと納税活用事業として認定を受ける戦略につきましては、本町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載しております戦略内容を精査し、今年度中に申請を行う方向で事務を進めているところです。

これにより、企業から寄附の申入れがあった場合に、本町の総合戦略に沿った事業目的であれば、より短時間で円滑に寄附を受け、事業をスタートすることができるようになります。

次に2点目の、「企業版ふるさと納税」の有効活用について、のお尋ねですが、先程申し上げましたとおり、現段階では企業版ふるさと納税向けの地域再生計画の認定を受けておりませんので、活用の実績はございません。しかしながら、本町の取り組みに御賛同をいただける企業から応援をしていただけることは、官民共同で地域課題に取り組むことにより、第5次総合計画の基本理念でもあります、協働のまちづくりの推進に大きく寄与するものであります。また、財源確保という面からも非常に有益であると考えておりますので、寄附の申し入れがあった場合は速やかに協議を進め、有効に活用できるよう受け入れの準備を進めてまいります。

最後に、気象庁が推進する地域防災支援の取組について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町と福岡管区气象台との連携状況について、のお尋ねですが、平成21年10月から、福岡管区气象台では、24時間連絡可能な自治体職員向けの气象台ホットラインを設けております。これは、最新の気象情報や今後の気象状況の見通しなどを確認することができるもので、緊急時や災害時にも活用することができるため、本町における重要な情報収集の手段の一つとなっています。

また、福岡管区气象台と市町村は、平時から顔の見える関係を構築し、地域防災力の向上を図る取り組みを行っています。その取り組みの一つとして、令和2年度から、福岡管区气象台が地域ごとに担当チームを設置しています。この担当チームは、平時には緊密な顔の見える関係の構築や、災害時対応の知見・認識の共有を行っています。災害時には平時の取り組みを活かし、地域の特性を考慮した解説や、気象情報を的確に自治体に提供してくれます。本町では、これらの情報を活用しながら災害時の対応に取り組んでいるところです。

そのほかにも、極めて甚大な災害の発生が予見される場合や、危機的な状況においては、福岡管区气象台の管理職職員から町長に対して直接連絡を行うホットラインが確立されております。以上のことから、本町と福岡管区气象台とは、緊密な連携ができていると考えています。

次に2点目の、防災担当職員への研修について、のお尋ねですが、議員の御質問にもありますように、本町でも気象災害情報の専門家を育成していくことは、とても重要であると考えています。

福岡管区气象台は、毎年出水期前に、防災気象連絡会を開催しています。これは、市町村の防災担当職員を対象とした会議となっており、本町からも総務課の職員が出席しております。

防災気象連絡会の内容としては、近年の気象災害と大雨の特徴や、气象台が発表する防災気象情報に関する説明などであり、防災知識の習熟を深めることができるものとなっています。

災害時の対応を行う上で、防災気象情報を含む防災知識の習熟は不可欠なものであると考えているため、今後も防災担当職員に対して防災気象連絡会への積極的な参加を促します。

以上のように、福岡管区气象台は様々な地域防災支援の取り組みを推進していますので、必要に応じて活用したいと考えております。今後も本町と福岡管区气象台の連携を緊密にし、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

私は、医療的ケア児の支援について再質問をさせていただきます。

答弁にあります通り、町内における医療的ケア児は、合計で10名おられるということであり、この新しい支援法ができて、医療的ケア児が学校に通える状況が開けたということでもあります。

その中で、2点目の、保育所及び小中学校において、看護師の配置がってということで、質問いたしましたが、3つの保育施設に看護師が配置されているということでもありますけれども、看護師配置によって、具体的にメリット等があればですね、お願いをいたします。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

看護師を保育所等に配置するメリットでございますが、現場の保育士から聞いた話によりますと、乳幼児は顔や背中などに湿疹ができることが多くて、あせもやかぶれなど、家庭でのケアで収まることが多い場合と、水ぼうそうやはしかなど早急に医療機関での受診が必要な場合がございまして、保育士でも見分けるのが難しい、そんな場合に、看護師が一目見て、保護者に対して早期受診を促して、重症化や他の児童への感染拡大を防ぐことがあったという、そういったケースがあったというふうに聞いております。

あと、アレルギーを持つ児童が園で発作を起こしたときに、一時的に症状を緩和するエピペンっていうのがありますが、保育現場でも使用することがたまにあって、保育士も研修は行っていますけど、いざ、子供に注射するとなると、ちゅうちょしてしまったりするそうなんです、そのときに看護師が迅速に対応したケースもあったということで聞いております。

児童がけがした場合にも、止血や患部への消毒など、その場で適切な対応ができるという点で、保育所に看護師を配置するメリットは大きいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

やはり看護師が保育所等にいるということはずね、安心が担保されてるということで、つながるというふうに思われます。

2点目の、今後、小中学校で医療的ケア児を受け入れる体制について、どのように考えておられるか、御質問いたします。

議長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えをいたします。

小中学校で医療的ケア児を受け入れる体制といったところでございますけれども、これは対象となる児童生徒によって必要となる医療的ケアがそれぞれ異なってまいります。

対象となる子供によっては、人員体制といったところで、複数の介助者が必要になったり、あとまた専門的な知識とか、技術、そういったのを持った介助者、また看護師が必要となったり、といったことが想定されます。

また、ハード面でですね、施設の改修、また設備等が必要になったり、ケースによって様々なことが想定されておりますので、答弁の中にもありましたように、希望される全ての児童生徒を、医療的ケア児を受け入れるっていうところは、少し難しいかなというふうに考えております。

しかし、地元の小中学校で受け入れることにつきましては、地域における教育機関の確保をするというようなところとか、あとまた近隣に住む友達とかとの関係性を育むといったところで、その意義、それから、必要性については十分に理解をしているところでございます。

今後、就学に当たって、保護者等から医療的ケアについてお尋ね、相談等ございましたら、まずは、児童生徒の安全面の確保といったところが最優先とはなりますけれども、保護者の意向を十分に聞いた上で、可能な範囲で、受入れにつきまして、個別になりますけれども、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

答弁ありましたとおり、十分ですね、対応していただきたいというふうに思っております。

そして3点目ですけども、医療的ケア児の支援に、当然ですね、医療福祉であったり、保健等の連携がですね、必要になるかと思えます。

現在、どのような連携がされているのかお伺いをいたします。

議長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

直近の事例を用いて御説明をさせていただきますが、重度の医療的ケア児の方が、病院を退

院して在宅に戻られる場合に、まずは病院で退院に向けた支援のカンファレンスが行われます。その際に、在宅に戻ったときに関わりを持つ、訪問看護ステーションであったり、障がい者の相談事業所、それから行政などの関係機関が集まって、医療的ケア児の対象の方の情報共有を行っております。

本町におきましては、健康課と福祉課が参加をして、まずその対象児の身体状況と、医療的ケアがどういうものが行われてるかという状況の把握を行っております。そのときに、家族の方に、障害者手帳の申請とか、退院してからの福祉サービス、どういうものを受けられるかという情報提供を行って、退院に向けた支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

いろいろ連携していただいてですね、フォローはされてると思います。

その中で保護者の方にですね、ガイドブックを活用しているということで、説明をされているということで、いろんな各種制度もですね、説明ということでされてるということでもありますけれども、私が思うには、そういう申請とかサービス等がですね、町のホームページに掲載できないのかなということで、一つのものにまとめて作ればいいのかというふうに思っておりますけれどもいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

医療的ケア児の支援についてまとめたものをホームページ上に掲載ということなんですけど、現状、そういうふうな形にはなっていないので、住民の方、また医療的ケア児の御家族の方が、ホームページを見て利用しやすいように、そういった取りまとめたページの作成について前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひ、よろしく願いをいたします。

そして、あと医療的ケア児が、答弁でありましたとおり、10名いるということでもあります。

在宅レスパイト事業の実績についてですね、どういうものか、説明をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

現在、在宅のレスパイト事業に該当する医療的ケア児、10名の中で、重度の医療的ケア児というのは、水巻町の場合、2名になります。その方が対象になりますけども、令和2年度の実績としましては、1名の方が24時間の実績がございます。

令和3年度につきましては今、2名の方が利用されているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

今、答弁でありました、24時間の実績ということで、ありますけれども、事業内容としてはですね、1年間で48時間利用可能ということでありまして、実際にこれは利用する利用者の方がですね、控えげみではないかなという印象がありますけれども、その辺はいかがでしょう。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

訪問看護の基本的な分で行きますと、健康保険を使った訪問看護が入ってますので、その分プラス御家族の方がしてることに対する支援という形でありますので、今現在の利用状況から考えると、48時間で十分足りてるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

最後、5点目になりますが、医療的ケア児をですね、災害時に受入れ可能な施設がないか調査を行うということで答弁をいただいております。

どういった施設になるのかですね、お伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

御質問にお答えいたします。

今回、どういった施設が適切かということで、近隣の状況を少し調べてみましたが、一例ではありますけれども、宗像市が市内の病院と福祉避難所の協定というものを締結しております。そこで災害発生時には、問題になっています医療的ケア児が避難できるスペースの確保であるとか、電源の確保というものが可能になるということになっているようでございます。

そういった事例を参考にいたしまして、本町でも、町内にあります、まず医療施設などにつきまして、検討対象として受入れ可能かどうかというようなことの調査を実施してみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、そういう施設を確保していただいて、安心してですね、もう災害時のときには移動できるという状況を、ぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

医療的ケア児及びその家族に対して、切れ目のない、適切な支援を行うのは地方公共団体の責務であります。水巻町も、国及び県との連携を図りつつ、必要な体制づくりと環境整備をしっかりと行っていただきたいということで、以上で私の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

私からは、産後ヘルパー派遣事業の充実について、再質問させていただきます。

まず、この事業の利用料金についてなんですが、答弁の中にも、現在の利用の料金については、現在1時間当たり、生活保護世帯200円、町民税非課税世帯は500円、それ以外の世帯は、1時間1,000円となっておりますということで、今後は、もう少し気軽に利用できるように、料金等の見直しについて検討したいと考えておられるという答弁をいただきましたので、この利用料金の見直しについて、具体的に検討している内容があれば教えてください。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

利用料金の見直し、現在の見直しの内容でございますが、まず、県内で産後ヘルパー派遣事業を実施している自治体の利用料金につきまして調査を行いました。

調べましたところ、久留米市などが1時間当たり500円。筑紫野市が1時間当たり700円。で、福岡市は2時間までで2,100円というふうになっておりますが、これらの自治体につきましては、民間のヘルパー派遣事業者に委託しているため、派遣に係る交通費とか、あと打合せの費用等が別途負担というふうにされているところが多いようでございました。

本町では、交通費等の負担は別途求めておりませんので、他の自治体に比べて、特に料金が高いという認識はございませんが、より利用しやすい制度になるようですね、福岡市と同様に、利用単価を1時間当たりから、1回当たり、あるいは1日当たりに変更することで、長時間利用した場合、現在の実質半額とか、4分の1とかの負担で済むよう、現在検討を進めております。

あと、利用料金の改正の時期につきましては、ホームページへの産後ヘルパー派遣事業の掲載準備が整った段階で、合わせて実施したいというふうを考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

利用料金の金額については、もう少し詰めたいという答弁だったと思います。

少なくとも、今ちょっとお話をお聞きした限りにおいては、現在の1時間1,000円から、例えば、1回当たり、2時間以内とすれば、その2時間、1回当たり2時間が例えば1,000円になれば、1時間当たり計算すると500円ぐらいにはなりそうだというふうな認識を持ちました。

次に、妊婦さんに対する周知の件なんですけども、答弁の中で一応確認できたのは、まずその妊娠の届出をするときに、そういう、この産後ヘルパーのお話も必要かどうかということのをされるというようなことだと思うので、大体妊娠の届出っていうのは大体、4カ月とか5カ月とかですね、そういったときに、妊娠の届出をするんじゃないかと思えます。

ただですね、その4カ月か5カ月ぐらいのときに、自分が例えば出産した後に、産後ヘルパーさんが必要かどうかっていうのは、なかなかですね、認識が難しいのではないかなと。中にはですね。

その点のちょっと周知っていうのは、ちょっと気になるところで、例えばそのときに、チラシ等とかを作成してあるのであれば、今後作成する御予定であれば、それを含めて、丁寧に妊婦さんに、こういう事業があつてんだということをまず丁寧に周知していただきたいということが1点と、要望で1点と、あともう一つこのヘルパーさんを使うことへの周知としては、出産後の全戸訪問、保健師さんによる全戸訪問が当町でも行われていると思うんですが、そのときにも、訪問したときに、お母さんがいろいろ困ってるんじゃないかということ、いろいろ

相談に乗ったりする中で、この産後ヘルパー事業を、また周知するというふうになっていると思うんですけども、ここで1点、要望といいますか、訪問した側が、「あっヘルパーさんが必要なんじゃないか」っていうふうに見るのもとても大切なんですけど、やはり今から大事になってくるのは、やっぱりお母さんなりが、「やっぱりこれを、もうヘルパーを使いたいな」と。「もう家事と育児と大変で私はもうどうにもならないわ」っていうふうに、御本人のほうからですね、この支援の手を挙げて、そして、登録申請につながるように、そこの辺りをですね、今後、要望として検討していただきたいと思うのですが、検討できる方向かどうかをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、吉田課長。

子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

そうですね、困ったときにすぐ利用できるように、まずホームページのほうの掲載を工夫いたしまして、困ったときにはすぐ、申込み、利用できる、利用につながるような周知の方法というのを、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

前向きなお話をいただいて、期待しているところなんですけど、一応よその町なんかをちょっとネットで、古賀市とか、先駆的にやってらっしゃるところとか見ると、やっぱり、とは言えですね、さっと手を挙げてすぐヘルパーさん派遣っちゃうわけにはやっぱりいけないと思うんですよ。

やっぱり事前に人材の確保とか、高齢者の支援のヘルパーと、また子育て支援のヘルパーさんと、また少し心構えも違うと思いますし、よその市なんかを見ますと、やはり登録して、家庭訪問して、その御家庭の状況と、ヘルパーさんと合わせて、そして、実際、支援にするっていう、やっぱそういったところも必要——。当然ですね、必要になってくると思うんで、その辺のあたりも、この事業に関しては、丁寧にやっていただけたらなと思います。

今回、「水巻町いきいき子どもネット」っていう、本町の児童少年相談センターからの1年間の報告のものが届いておるわけですけども、この児童少年相談センターが、やっぱり1年間の報告の中に、この虐待についての、報告の部分がすごくありまして、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト等々ですね、年々増えてきていると。合計するとやっぱり39件。就学前児童では13件ということで、その対応も非常に大変だっというふうなことが読み取れます。

こういう虐待だとかいろんなこと、問題を起こす——。起こすと言ったら変ですけども、問

題が表面化する、やっぱり根っこのところはまず第一歩の、出産前から妊婦さん、それから出産後の支援、そういったところにやっぱり時間とお金を一番投入することがですね、後々のこういった虐待だとか、また虐待で表面化しないでも、いろんな形の問題行動とかの根っこになるっていうのは、最近の専門家の方、また水巻町にある、白川先生がしてらっしゃるですね、そういう、新水巻病院の子供とか、そういったことを扱ってらっしゃる白川先生の講演も、中央公民館で、2年ほど前にありました。やはり子供が赤ちゃんのときに虐待を受けると、もう脳自体が変化してしまって、非常にそれを後から、いろんな支援で修復するのは難しいので、母子が出産した段階からしっかりですね、そういう事態にならないように支援していかなくちゃいけないというお話をお聞きしましたので、今回、産後ケアとしてですね、デイケア、それからお泊りの母子の支援助産院であるですね。それが4月からスタートして、今回はまた新たにこの産後ヘルパー派遣事業をしっかり充実させていただけるということで、何とぞ、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次にですね、新型コロナウイルス感染症、自宅療養者等への食料、生活必需品支援について。これについて、話を移させていただきます。

これについては、先ほど、21号議案ですかね、この中でしっかりと予算計上されているということで、そして文厚産建委員会で、それについて出してくださいということなので、もし分からないこととかがあれば、文厚産建委員会で質問をいたしたいと思いますので、ここでは、そういうことがもう予算計上されたということで安心いたしましたので、再質問はありません。

私からの再質問は以上です。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

私からは企業版ふるさと納税の活用についての再質問をさせていただきます。

まず、地域創生へのビジョンなど、寄附の活用の対象となり得る事業はどの程度あるのでしょうか。

また、この制度を活用するメリット等について考えを教えてください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まず、寄附の対象事業についてでございますが、先ほどの町長答弁にもございましたとおり、本町の第2期まちひとしごと創生総合戦略の内容からですね、地域再生計画を策定する予定にしておりますので、この第2期総合戦略におきましては、4つの政策目標によりまして、44個の具体的な施策、それからその成果目標を設定しておりますので、この中からですね、企業様と

協働できる内容につきまして、精査していきたいというふうに考えております。

それから、メリットについてでございますが、まず、行政側にとりましては、この地方創生を推進していく上での財源の確保というほかにも、民間様との新たなパートナーシップの構築というものが考えられますし、また、企業様にとりましても、税制優遇のほかにも、地方自治体と連携を進めることによります社会貢献でありますとか、企業のイメージアップというものも考えられるというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

それでは、本町から企業に対して積極的に寄附を募る予定はございますか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げました、地域再生計画なんですけども、こちらがですね、認定を受けますと、国の企業版ふるさと納税ポータルサイトのほうに、こちらのほうの計画が公表されますので、その際にですね、寄附を検討している企業様が、寄附先や、事業というものを検索できるようになってまいります。

また、これと併せまして、町のホームページのほうにも、計画が認定されましたら、詳細な情報を掲載いたしまして、本町の取組に興味を持っていただける、企業様に対しまして、より強く、町の取組を紹介していければというふうに考えております。

今後、より多くの企業様に本町の取組を知っていただきますように、ホームページ等を活用いたしまして、積極的に取り組んでまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

それでは、遠賀郡内の地域再生計画の認定状況がわかれば教えてください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。

国のポータルサイトで確認する限りにおきましては、郡内で、現在のところ地域再生計画の認定を受けている町はございません。

ただし、県内で申し上げますと、32 団体、おおむね約半数の団体が認定を受けている状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

今回、企業版ふるさと納税について、現在コロナの影響で、中小企業及び大企業も相当なダメージを受けています。この状況下で、企業版ふるさと納税認定自治体が約 1 年間で 2.8 倍に急増しており、企業側は優遇税制措置で税負担が軽くなり、また、自治体側は財政確保にプラスとなっておりますので、増加していると考えております。

それで本町の取組について質問させていただきました。

答弁の中で、本年度中に申請を行う方向ということで、ぜひ申請を行っていただきたいと思っております。

次に、気象庁が推進する地域防災支援の取組について再質問させていただきます。

まず、福岡管区気象台の管理職員から町長に対して直接連絡を行うホットラインは、いつから運用が開始されていますか。

また、平常時の訓練等は行っていますか。お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

御質問にお答えいたします。

このホットラインでございますが、平成 26 年の 9 月から開始がされております。

平常時の訓練ってということでございますけれども、毎年 1 回出水期前に、電話によるホットライン訓練というものを実施しております。必ず事前の確認を行っております。

ちなみに本年度でございますが、5 月 31 日に、気象台の担当から美浦町長へ直接、電話連絡が届きまして、ホットラインが正常に機能しているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

久保田議員。

13番（久保田賢治）

令和2年度から福岡管区気象台が地域ごとに担当チームを設置しているとありますが、どのような体制なのかお聞かせください。

議長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

お答えいたします。

この担当チームですが、「あなたの町の予報官」と呼ばれるものでございまして、福岡県を複数の地域に分けまして、地域ごとに3人から5人程度の予報官が任務に当たっておるところでございます。

本町におけます「あなたの町の予報官」、こちらにつきましては4名体制となっております、私どもが気象情報に関する問合せを行った際には、その都度、的確に対応していただいているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

久保田議員。

13番（久保田賢治）

最後に、福岡管区気象台と24時間連絡可能な、自治体職員向けのホットラインがあるとのことですが、どのようなタイミングで連絡を行っているのでしょうか。

議長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

お答えいたします。

気象庁のホームページ等で、本町にですね、大雨警報や暴風警報、こういったところが予報されている場合などに連絡を行っているところですが、このホットラインでは、気象庁のホームページでは確認ができないような、本町の特性を把握した上での、今後の気象状況の見通しなどを教えてもらうことができますので、災害時の対応に非常に役に立っているところでございます。

例えば、「九州北部地方、今後の24時間雨量が200ミリですよ」というように発表された場

合、水巻町はどうなのかといったことや、水巻町の大雨警報、これが解除されるのはいつごろになりそうか、といったような非常に水巻町だけに特化したようなピンポイントの質問、こういったものに対しても、その時点で分かり得る範囲で回答をいただいております。

このホットラインですが、24時間いつでも対応可能となっておりますので、連絡のタイミングに決まりというものは特にございませぬ。ですので、昼間でも真夜中でも、時間に関係なく、必要なときに活用しているというところで、これに対して、気象台のほうも対応していただいているといった状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

気象庁が推進する地域防災支援の取組について、ここ数年、想定外という言葉で災害が多数発生しております。気象衛星の情報により、台風豪雨等が前もって分かるようになってきました。そこで、福岡管区気象台と本町の連携等について質問させていただきました。

私も行政と連携してより一層の防災減災に取り組んでいきたいと思ひます。

本当にわかりやすい答弁いただきました。

これをもちまして、公明党からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、1番、公明党の一般質問を終わります。

本来、午後から水清会の一般質問を行うようにしておりましたが、ちょっと早く終わりましたので、続けていきたいと思ひますけど、お諮りしたいと思ひます。よろこびますかね。

— 異 議 な し —

そしたら続けて行きたいと思ひますが、ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、水清会。廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2番、廣瀬です。水清会を代表いたしまして、一般質問いたします。

まず初めに、コロナ禍と8月豪雨の避難所について。

8月9日に台風9号が九州・中国地方を通過しました。その後も記録的な長期の大雨が続く中、中央公民館、南部公民館及び町民体育館に避難所が開設され、14日には大雨特別警報が発令されました。感染力の強いデルタ株の流行など、刻々と変異を続ける新型コロナウイルスのリスクはさらに高まっています。避難所では「3密（密閉、密集、密接）」の回避や、ソーシャルディスタンスを保つことなどにより、感染を極力抑えることが求められます。

そこでお尋ねします。

(1) コロナ禍において、今回の長期の大雨などのように、避難所の開設が必要になった場合、避難所内の感染対策として、どのような取組をお考えですか。

(2) 避難者のワクチン接種状況は把握していますか。

(3) 町民の方が避難所を利用する際に、持って来ていただきたい物がありますか。

(4) 町内の避難者は16世帯23人で、対応した職員は7日間で累計33名ですが、人員等に不足はありませんでしたか。

(5) 水巻町は各公民館等の避難所に必要な物資などを備蓄しているかと思いますが、今後、追加の備蓄が必要だと考えているものはありますか。

次に、子供の感染対策について。

福岡県内の令和3年8月25日現在の新型コロナウイルス感染者数は累計5万9860人で、遠賀郡では累計705人と県のホームページで発表がありました。

従来株よりも遥かに感染力が強いデルタ株の流行等によって、感染者数が爆発的に増えていきます。福岡県は8月20日から9月12日までの期間を定めて、緊急事態宣言を発令しました。今までは大人から子供へのウイルス感染が主流でしたが、子供から大人への感染に変化してきているようです。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長が「学校が始まってくることで、また感染拡大や医療逼迫もあり得る」と発言されています。

そこで、お尋ねします。

(1) 今以上に、感染が拡大した場合、どのような対策をお考えですか。

(2) 新学期が始まり、子供たちも不安な思いで登校していると思います。学校ではどのような指導をしていますか。

(3) 同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合、子供を学校に通わせてもいいのですか。

(4) 保育所等において感染が発生した場合、どのような対応を行いますか。

以上、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、コロナ禍と8月豪雨の避難所について、の御質問にお答えします。

議員の御質問にもありますように、8月には台風9号が襲来した後、11日から長期間に渡り、全国的に大雨となりました。議員の皆様には、この大雨に関する本町の対応について、既にファックスで御報告しておりますが、改めて簡単に御説明させていただきます。

8月11日から日本周辺に停滞した前線の影響により、西日本から東日本にかけて、非常に広い範囲で長期間雨が降り続きました。本町の最寄りのアメダスの設置場所である八幡においても、8月11日から17日までの累計雨量は、353ミリを記録しております。

本町におきましては、8月12日の午後1時に災害警戒本部を設置し、同日午後5時に高齢者等避難を発令するとともに、避難所として中央公民館と南部公民館を開設しました。また、同日午後9時10分には、大雨警報が発表されています。

その後、14日の午前0時35分に、土砂災害警戒情報が発表されたことから、同日午前7時に避難指示を発令し、避難所として町民体育館を追加で開設しました。また、午前中には、土砂災害特別警戒区域を中心に消防団に巡回を依頼しています。

幸い、15日には雨が小康状態となり、午前6時20分に土砂災害警戒情報も解除されたことから、同日午前8時40分に避難指示を解除し、全ての避難所を閉鎖しました。最終的には、18日に大雨警報が解除されたことに伴い、災害警戒本部を廃止としたというのが一連の経過になります。

今回の大雨による被害状況につきましては、小規模な崖崩れが2件と一時的な道路冠水が数か所で発生していますが、幸いにも負傷者は発生しておらず、人命に関わる大きな被害はございませんでしたので、ここに御報告いたします。

そこで、まず1点目の、コロナ禍における避難所内の感染対策について、のお尋ねですが、本町では、令和2年5月に「水巻町新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所運営方針」を策定しました。この方針では、5つの基本方針を基に、具体的な対策方法を定めています。

具体的な対策方法とは、「避難所の過密状態防止」、「避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底」、「避難所スペースの確保及び避難所の消毒」、「避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力」、「感染が疑われる避難者への適切な対応」の5点であります。この運営方針に基づき、避難所運営に携わる職員を中心に運営方針の周知と各避難所での適切な感染防止対策を講じているところです。

次に2点目の、避難者のワクチン接種状況の把握について、のお尋ねですが、避難所に来所された方については、検温や健康チェックは実施しておりますが、特にワクチンの接種状況に関する聞き取り等は行っていないので、避難者のワクチンの接種状況は把握していません。

次に3点目の、町民の方が避難する際に、持ってきていただきたいものについて、のお尋ねですが、まず、町民の皆様は、最低限お持ちいただきたいものとして、飲料や食料、必要な方には常備薬、財布や保険証等の貴重品がございます。

また、昨今のコロナ禍を踏まえ、マスクや消毒液は、避難所でも準備しておりますが、避難する際にはお持ちいただくことをお勧めしています。町民の皆様におかれましては、避難所内でも、マスクの着用をはじめ、手指の消毒といった基本的な感染防止対策を徹底していただきますよう、引き続きお願いしてまいります。

なお、お持ちいただきたいものは、御家族の状況等によっても変わってまいります。各家庭で御準備いただきたい備蓄品等については、本町のハザードマップである「みずまき防災マップ」にて詳しく紹介しておりますので、参考にいただければと思います。

次に4点目の、職員の人員等の不足について、のお尋ねですが、今回の大雨では、全体で延

べ約 90 名の職員が対応に当たっており、議員の御質問にある、33 名は避難所運営を担当した職員の人数であります。避難所の運営を含め、特に人員等の不足は生じませんでした。仮に大規模な災害が発生した場合等には、対応する職員数を増やし、臨機応変に対応してまいります。

最後に 5 点目の、追加の備蓄について、のお尋ねですが、現在、本町の備蓄食料を含む備蓄物資は、商工会前にある水防倉庫での保管が中心になっていますが、災害時には、道路の寸断等により、水防倉庫から各避難所へ物資を運搬できないことも想定されるため、一部の備蓄物資は、避難所に直接保管をしております。

なお、購入する備蓄物資については、令和元年 12 月に策定した「水巻町備蓄計画」を基に決定しているところです。また、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、避難所での感染防止対策用に、段ボールベッドや段ボールパーテーション等を購入しました。

予算や購入後の保管場所に、一定の制約があるため、現状では、早急に追加の備蓄が必要であると考えている物資はございません。ただし、今後、必要となる備蓄物資が生じた場合には、財源等を精査した上で、迅速に対応いたします。

最後に、子供の感染対策について、の御質問にお答えします。

まず 1 点目の、今以上に感染が拡大した場合の対策について、のお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症は、全国的に急速な勢いで若年層の感染増加が確認されています。子供の感染者数は成人と比較すると少ないですが、家庭内や集団生活の場における感染者が今後も増えていくことを想定した感染対策が必要になっています。

本町におきましては、12 歳以上の希望者へのワクチン接種を 8 月上旬より始めており、8 月末現在における、10 代の 1 回目のワクチンの接種率は約 28% で、予約者も含めた接種見込み率は、約 57% となっております。

日本小児科医会の提言によると、若い世代のワクチン接種では、接種後に緊張やストレスなどで起きる血圧低下や、一時的に意識を失う失神などの副反応が起こりやすいと言われております。そのため、集団接種会場では、基礎疾患やアレルギーの有無、予防接種後の体調不良の有無などを、医師が丁寧に聞き取りを行った後、細心の注意を払って接種を行っています。

子供への感染拡大を防ぐためには、子供への感染を拡げやすい保育士・教職員に加え、若い年齢層の保護者へのワクチン接種をスムーズに進めることが重要です。引き続き、ワクチン接種を希望する人が、できるだけ早く接種できるよう、医療機関における個別接種の体制づくりを早急に進めてまいります。

また感染拡大をできる限り未然に防ぐための対策として、特にワクチン接種が承認されていない年齢の子供のいる御家庭での新型コロナウイルスの感染対策を徹底していくよう、啓発に努めてまいります。

2 点目の、新学期での子供たちへの指導について、のお尋ねと、3 点目の、同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合の登校について、のお尋ねは、後ほど教育長から答弁していただきます。

次に 4 点目の、保育所等において感染が発生した場合の対応について、のお尋ねですが、保育所等において新型コロナウイルスの感染が判明した場合、感染した子供や保育士等は、治療

するまでの期間、登園の自粛及び出勤を停止していただくこととなります。

また、周りの子供や保育士等が濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査の実施とともに、検査結果が陰性の場合であっても、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して原則2週間経過するまでの間、自宅での健康観察が求められるため、保育所等もその期間、登園の自粛及び出勤を停止していただくこととなります。

保育所等の施設につきましても、保健所からの指導に従い、必要な範囲の消毒を実施するとともに、必要な期間、施設の一部又は全部を休園することとなります。

保育所等の休園は、保護者や保護者が勤める企業等をはじめ、町民に与える影響が非常に大きいと考えておりますが、感染力の強いデルタ株の影響とみられる急激な感染拡大により、8月26日現在、全面休園している保育所等の数は全国で179施設あり、1回目の緊急事態宣言期間中の臨時休園数を超える事態となっております。

本町におきましては、引き続き感染予防に最大限配慮しながら、必要な保育を実施してまいりますので、御家庭におかれましても、感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いしたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

教育長、答弁。

教育長（小宮順一）

子供の感染対策について、の御質問にお答えします。

2点目の、新学期での子供たちへの指導について、のお尋ねですが、若い世代の感染者数が増加し、若年層の重症化事例も出ているため、不安を抱いている児童生徒や保護者も増加しておりますが、文部科学省等より更新された留意事項やガイドラインにも注意しながら、学校では引き続き「3密」の回避、「毎朝の体温測定」、「マスクの着用」及び「手洗い・手指の消毒」などの基本的な感染対策を徹底していきたいと考えております。

感染が再び広がる中、子供たちは、更なる自粛を強いられ、計り知れない大きなストレスの中で、日々の生活を送っております。どんな小さな不安や悩みでも、周りの大人たちに相談するように子供たちへ伝えておりますが、これまで感じたことのない思いを、自分から伝えることは難しいと思われまます。学校と家庭が共に連携し、いち早く子供の心配ごとを感じ取り、温かく受け止め、子供たちの声にじっくりと耳を傾ける機会をつくり、子供たちの心に寄り添っていくように努めたいと考えております。

次に3点目の、同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合の登校について、のお尋ねですが、同居の家族等が濃厚接触者に特定された場合、PCR検査等の結果が判明するまでは、自宅待機となり、学校に通うことはできません。

その検査の結果が陰性であれば学校に通うことができますが、同居の家族内で陽性者が確認された場合は、家族全員が感染者や濃厚接触者となる可能性が高いため、学校保健安全法の規定に基づき出席停止となり、保健所の指導により、概ね2週間は学校に通うことができなくな

ります。

福岡県においては、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が高い水準で推移しており、10代以下の新規陽性者の増加が報告される一方で、12歳以上を対象としたワクチンの接種も進められています。

今後は、感染者等やワクチン接種に伴う偏見や差別の防止にも十分留意しながら、換気や手洗いなどの予防策を徹底し、児童生徒や教職員の負担にも配慮した上で、最大限の警戒を行いながら、子供たちの健やかな学びを保障していきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

コロナ禍と8月豪雨の避難所についての再質問をいたします。

例年、豪雨の時には、町道などが水に浸かっていましたが、今回は浸水した箇所はほとんどありませんでした。やはり、昨年度に1台のポンプを増設した鯨瀬排水機場の排水能力が増えたことが影響しているのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、津田議員が言われるように、今年の――

議 長（白石雄二）

町長、立って言ってください。

町 長（美浦喜明）

すいません、ちょっと勘違いしておりました。

今、津田議員が言われた通り、今年の8月、10トンの増設をしたおかげでですね、本来ならば、立屋敷あるいは下二等のところ浸かるということが、過去ありましたけど、今回は水引きがよくて、そういう状況ではなかったということで、やはり私としては、この10トンの増設のポンプが威力を発揮してですね、今回の大雨での浸水は防げたんじゃないかと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

続いて、町から8月集中豪雨にかかる水防活動報告（概要）を頂きました。大雨の中、大変お疲れ様です。町民を守る職員・消防団の皆様に、心より感謝申し上げます。

8月12日に町は災害警戒本部を設置して、8月18日朝に災害警戒本部を廃止するまでの7日間、大雨警報や洪水警報などが発表される中、避難所が3か所設置されました。「警戒レベル4・危険な場所からの全員避難」が発令されたとのことでした。

テレビなどでも、水巻町の各種注意報や警報などの情報を目にしました。それらの注意報や警報に加え、1から5までの警戒レベルや、避難所の設置などはどのように決定されているのですか。お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

御質問にお答えいたします。

大雨などによります災害の恐れがあるときは、御承知のとおり、気象台が大雨警報ですとか、洪水警報、こういったものを発表いたしますので、まず、町は、これらの気象情報、それから今後の予報・予測などを参考にいたしまして、土砂災害とか河川の氾濫とか、町がどのような種類の災害が迫っているのかといったことを、まずは、把握いたします。

そして、それらの気象情報をもとにしまして、予め定めている基準があるんですが、それによって、「警戒レベル3 高齢者等避難」でありますとか、「警戒レベル4 避難指示」といった避難情報、こちらを発令するべきかどうかといったことと、発令のタイミング、そういったことを、決定するとともに、併せまして、避難所を開設するかどうか、どこの避難所を開設するのか、といったことを決めることとしております。

このようにして決定した避難情報の発令のこととか、避難所の開設状況につきましては、直ちに、総務課事務所内にあります「福岡県防災情報システム」、こちらを使いまして、県に報告をいたします。このシステムで報告した内容でございますけれども、県に伝えると同時に、テレビ局などのマスメディアにも自動的に伝達される仕組みになっておりまして、テレビの緊急情報とかテロップで放映されておりますけれども、そういったことによって、多くの人に一斉に周知ができることといったことになってございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。続いて、子供の感染対策について再質問いたします。

日本小児科学会が新型コロナウイルス感染症の子供の患者に関して想定される疑問について

Q&Aを作成しています。「子どもが新型コロナウイルスに感染するとどのような症状がでますか?」、「小児ぜんそくなどの合併症を持っている子どもに関して特に注意すべきことはありますか?」、「母乳はやめておいた方がいいですか?」、「乳幼児健診や予防接種を遅らせたほうが良いですか?」など、13項目に答えています。これらのQ&Aは、町民の皆さんにとっても非常に有益な情報であり、読んで安心される方もおられると思いますので、広報みずまきに必要項目を抜粋して掲載してはどうでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

日本小児科学会ということで、Q&Aが13項目等載っているということですが、学会のQ&Aということで、的確な回答が載せてあるというふうに思いますが、紙面に載せるにはですね、広報紙の紙面ですね、そのページ数とかですね、あるいは中身、かなりのボリュームになると思いますので、なかなか難しいという部分もありますし、その見解自体が町の見解というふうに誤解される場合もございますので、今、子育て世代と言いますか、その親御さんはインターネット等にも慣れておりますので、町のホームページのほうにリンクを張るなどして、すぐにそちらを閲覧できるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

続いて、令和3年9月2日の西日本新聞に、福岡県の新規感染者の年代別割合が掲載されました。

8月29日までの10代は22%、20代から30代は47%、40から50代は25%、60から70代は5%、80代以上は1%です。

「感染力の強いデルタ株の広がりや、ワクチン接種によって高齢者の感染が抑えられている影響で、10代以下の感染割合が増加している。日本小児科学会によると10代以下の多くは軽症や無症状で重症化した例はごくわずかにあるが、死亡者はいないとの事」でしたが、残念ながら昨日、1人お亡くなりになりました。

「12歳未満はワクチンも打てず、これ以上感染が広がれば、心臓病や重症化リスクの高い基礎疾患を持つ子どもたちにも影響が及びかねないと九州医療センターの小児科医長神野さんは話しました。」とあります。

新型コロナウイルス対策として、公共の場のトイレや手洗い場で自動水栓化が急速に進んで

います。かざした手をセンサーが感知して水を出すため、他の人が触れた蛇口をひねる必要がなく、感染抑制につながるとされています。また、自動水栓は節水の効果も期待されます。水量が一定で、手を遠ざければすぐに止まるため、出し過ぎの抑制につながると小倉本社の温水洗浄便座メーカーの説明です。

この自動水栓の設置は、子供の感染対策にも有効だと思います。

水巻町役場の西側トイレも近年改修され、自動水栓となりましたが、その他の公共施設や学校のトイレ・手洗い場にも、自動水栓を設置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今後ですね、今現在、例えば庁舎の反対側、職員がよく使用してるところはまだやっておりません。学校もですね。

ただ、私が聞いている範囲で、屋外はですね、そういう自動センサーでいくと、風でぶれてしまうので、設置ができないというふうに聞いております。

それで今後、屋内のトイレ等に関して、そういう機会があれば、順次ですね、そういう形で変えていきたいと。

今回のコロナで、今後、これだけで終わらないと思っております。またいろんな感染が出てくるという可能性もありますので、今後は衛生面においても、そういうものを、できる限りですね、機会があれば変えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。

そういうふうに少しでも前に進んでいくことが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

それとともに、小中学校の休み時間に、うがいや手洗いを励行するなどの取組はお考えでしょうか。お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

学校における感染対策につきましては、国が示す衛生管理マニュアルに従って、行っております。

まず、うがいについてでございますけれども、うがいはマスクを外さなければならないというようなこと。また、しぶきが飛び散る。そしてあと時間がかかって密を呼びやすいというようなことから、今、学校においては、逆に控えるようにしております。

手洗いにつきましては、感染を防ぐ有効な手段ということで推奨されておりますので、現在も活動しました前後、場面場面において、しっかりと時間をかけて行うことを、学校で指導しておりますし、今後も、指導をさらに徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

インターネットでですね、新型コロナウイルス感染症の学校生活での生徒対応のマニュアルというのがありましたので、少し紹介したいと思います。これが全て水巻に合うか合わないかはあると思いますが。

「家庭では、体調、体温チェックを健康観察カードに記入し、学校のほうへ持参するものは、健康観察カード、マスク着用、ハンカチまたはタオル、水筒」という形です。

「生徒登校では、マスク着用で登校。体調の悪い生徒は教室へ行かず、保健室へ。教室へ入る前に、手のアルコール消毒。健康観察カードを提出。授業では、対話時はマスク着用し、顔はなるべく近づけない。生徒の机は互いに、できるだけ離す。移動教室後、教室に入る前は、石けんで手洗い。窓は対角に開けておく。休み時間、昼休みができるだけ接触しない。教室に入る前に石けんで手洗いとうがい。水分補給を行う。給食は全員石けん手洗い、充分乾燥後アルコール消毒をする。全員前向き給食。話をしない。自分の給食は自分で片づける。班でまとめて片づけない。当分の間、歯磨きはせず、ぶくぶくうがいのみとする。清掃はマスク着用。黙動清掃。清掃後、石けんで手洗い、うがいをする。帰りの会、マスク着用で下校する。部活動、放課後は、初めと終わりに手洗いをする。不要不急の外出はしない。」とありますが、教師向けのマニュアルも、やはりこれと同じようにあります。

当町でもマニュアルっていうもの、取組はお考えでしょうか。お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

今、御紹介のありました自治体における学校活動全体におけるマニュアルは、現在当町においては作成しておりません。

ただ、水巻町におきましても、体調管理は、チェックシートを作って、記録を各学校、取っているところでございます。

感染対応マニュアルにつきましては、国の衛生管理マニュアルというのがありまして、一応それに従って当町は行っております。

また、場面場面です、細かな対応につきましては、県の方針が出ておりますので、これを用いて行っております。

これらの内容につきましては、校長会を通じまして各学校で、教員、それから児童生徒、そして御家庭のほうでも、共通の認識を図りまして、周知を行っているところでございます。

あと、細かいところにつきましては、学校によって規模とか施設により違いがございますので、その辺につきましては、各学校で独自の工夫をして、対策を取っているところでございます。

今のところ、教育委員会・学校におきましては、その辺の意思統一ができておりますので、共通のマニュアルを作成するといったところまでは至ってはおりませんが、今後、そういったところの作成の必要性が生じたときは、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

まず、コロナ禍と8月豪雨の避難所についての中に関連して、ワクチン接種の状況について再質問させていただきます。

今年の7月いっぱい高齢者のワクチン接種が終了してですね、これはかなりの数の方がワクチンを接種されたと、水巻町では聞いております。

そして8月から一般の接種が始まったわけですが、一部ですね、私のところに寄せられたのが、予約ができないと。なかなか予約が取れないという話をいろいろ聞いたんですが、今の状況はどうなっているのでしょうか。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

現在、高齢者の予約以降の、若年層、60代以下のワクチンの予約については、インターネット予約と、コールセンターの予約と並行して行っております。

ウェブ予約については全体の九十数%ぐらいの率で、予約は行っておりますが、コールセンターについては、電話の回線数を最大で20回線ぐらいにしておりますが、やっぱりそれ以上に電話が一時にかかった場合は、つながりにくいという状況がございますので、インターネットの環境がない方については、やっぱりちょっと予約ができないというような苦情も一部ござい

ましたが、今現状では、その予約についての苦情等は寄せられてない状況でございます。

今現在も、予約がほぼ埋まったような状態でございますが、予約ができないというような苦情等は起こってない状況でございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

ありがとうございます。

このワクチンは、接種したらこのコロナウイルスにかかったとしてもですね、重症化は防げるという、テレビの報道もありますので、こういった若い人たちがですね、今、結構周りで、水巻町でも打ちたいという人が多いんですね、スムーズに打てるように、環境を整えていただきたいと、そういうふうに思います。

またですね、今後、3 回目のワクチンですね、全国で結構ささやかれておりますが、水巻町でもその準備、対応など、もし考えがあれば、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

健康課長（手嶋圭吾）

世界的に各国でもう 3 回目が始まっているという国もございますけども、ただ日本の場合は、その部分の決定というのはまだ下っておりませんので。ただ、話というか、担当大臣等の話によれば、医療従事者が 11 月、始めるならですね。医療従事者が 11 月で、高齢者が、来年 2 月からというような話も出ておりますので、それに向けて準備を着実にしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

その時が来たら、またスムーズにワクチン接種が行えるようにしていただきたいと思います。

最後に、子供の感染対策についてですが、新学期が始まって、また子供への感染の拡大が不安視される中で、今から小学校では運動会、また小中学校では修学旅行といろいろな行事がありますので、学校の中においても、最大の感染対策を取っていただきますようお願い申し上げ、水清会の再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で2番、水清会の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 00 時 08 分 散会